



令和8年9月11日
総合政策局地域交通課
総合政策局モビリティサービス推進課
物流・自動車局旅客課

令和8年度「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」

（「交通空白」解消タイプ、共同化・協業化促進タイプ）

の4次公募開始について

～「交通空白」解消は成長投資～

国土交通省は、「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」（令和8年8月27日 令和8年熊本地震非常災害対策本部決定）に基づき、令和8年熊本地震で被災された地域において、被災の影響により新たに発生した地域交通課題の解決に取り組む事業のみを対象とし、9月11日（金）より4次公募を開始します。

1. 事業概要

令和8年度「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」は、全国の「地域の足」「観光の足」を確保するための「交通空白」の早期解消に向けた取組や、地域の多様な関係者の連携・協働、複数主体による地域旅客運送サービスの提供、さらには地方公共団体におけるモビリティデータを活用できる人材・組織の育成及び地域の関係者との調整を進める体制の整備など、地域交通の維持・活性化を図る事業を支援するものです。（1次、2次、3次において計441件の事業を採択。）

今回は①「交通空白」解消タイプ、②共同化・協業化促進タイプについて、9月11日（金）より4次公募を開始します。

① 「交通空白」解消タイプ

「交通空白」の課題があると自治体等が判断した地域において、その解消に向け公共ライドシェア・日本版ライドシェアやデマンド交通、乗合タクシー等の新たな交通サービスの導入や、医療・福祉・教育等の他分野の関係者が連携して移動手段を支える仕組みの構築を支援する事業を対象とします。

② 共同化・協業化促進タイプ

複数の地方公共団体や交通事業者、施設等への運送サービス提供者による地域旅客運送サービスの共同化・協業化を推進し、共同での路線バス・乗合タクシー・公共ライドシェア等の運送に係る体制の構築や運行を支援する事業を対象とします。

2. 募集期間

令和8年9月11日（金）～10月30日（金）16:00

※応募には事前に九州運輸局又は実施地域を管轄する運輸支局との事前協議が必要です。

3. 公募の詳細・応募様式等について

公募の詳細や応募様式等については、9月11日（金）14時に特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

特設ウェブサイト <https://kotsu-kuhaku-r8.jp/>

※ 本事業は、国土交通省が選定した事務局（株式会社東急エージェンシー）が、国土交通省が採択を決定した事業について、補助金の交付等に係る事務を実施します。今回の公募では、公募要領に基づき、「『交通空白』解消タイプ」、「共同化・協業化促進タイプ」を実施する間接補助事業者の募集を行います。

4. 採択時期について

応募期間中に提出があった事業から順次審査、採択を行います。

【お問い合わせ先】

（事業内容について）

総合政策局 地域交通課 小林、鈴木、春見、阿部

03-5253-8111（内線 54-804,54-823,54-827） 03-5253-8987（直通）

（応募方法および応募事前協議・相談）

別添に記載の九州運輸局までお問い合わせください。

熊本地震被災地における「交通空白」解消等に向けた支援

（「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト 4次公募）

別紙

- **「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」**（令和8年8月27日 令和8年熊本地震非常災害対策本部決定）に基づき、令和8年熊本地震で被災された地域において、**被災の影響により新たに発生した地域交通課題の解決に取り組む事業**を対象として実施。
- 公募期間：**令和8年9月11日（金）～令和8年10月30日（金）**
（**公募期間中に応募があった案件から順次審査・採択。運輸局・運輸支局との事前協議が必須**）

①「交通空白」解消タイプ

- **全国に約3,000存在する「交通空白」解消**に目処をつけるため、公共ライドシェア・デマンド交通・乗合タクシー等の導入や、医療・福祉・教育等の他分野の関係者が連携して移動手段を支える仕組みの構築を**調査から運行までトータルで支援**
- 補助率：**500万円まで定額**、500万円を超える部分は**2／3（上限1億円）**

POINT 

商業・福祉・教育等の
他分野の関係者が実質的に
運行に関わる場合、
定額の引き上げ
（上限750万円）

②共同化・協業化促進タイプ

- **複数の地方公共団体や交通事業者、施設等への運送サービス提供者**による地域旅客運送サービスの**共同化・協業化等も通じた連携の取組**により、共同で路線バス・乗合タクシー・公共ライドシェア等の運送を実施する事業を**調査から運行までトータルで支援**
- 補助率：**1,000万円まで定額**、1,000万円を超える部分は**2／3（上限1億2,000万円）**
※**都道府県主導**のもと、複数市区町村が共同でサービスを提供する場合、補助対象経費の一部について**2,000万まで定額**

POINT 

**複数の自治体・交通事業者で
共同でのサービス提供を行う
事業について、重点的に支援**

<ご相談窓口>

機関名	担当課	電話番号
九州運輸局	交通政策部交通企画課	092-472-2315
熊本運輸支局	企画調整担当	096-369-3188

<公募ホームページ>



令和8年度「交通空白」解消等リ・デザイン
全面展開プロジェクト ホームページ



- 「『交通空白』解消に向けた取組方針」に基づき、令和7～9年度の集中対策期間において、全国に存在する「交通空白」解消に目処をつけるため、**「交通空白」地区等において**、公共ライドシェア・デマンド交通・乗合タクシー等の導入や、医療・福祉・教育等の他分野の関係者が連携して移動手段を支える仕組みの構築を**調査から運行までをトータルで支援**。

対象主体

地方公共団体、交通事業者、公共ライドシェアの実施主体であるNPO法人、協議会等又はこれらを含む協議会・連携スキーム

- ※「交通空白」リストアップに記載のある地域の他、**令和8年熊本地震における被害により新たな移動需要が発生し、「交通空白」があると自治体等が判断した地域を実施エリアに含む事業**を対象とする。
- ※ **令和8年熊本地震で被災された地域において、被災の影響により新たに発生した地域交通課題の解決に取り組む事業のみを対象とする。**
- ※「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに参加している者に限る。
- ※地方自治体の推薦および地方運輸局または運輸支局の事前協議を必須とする。



▲各地の取組例

左：被災地へのデマンド交通導入（石川県輪島市）
右：交通結節点からの「観光の足」確保（熊本県人吉市～鹿児島県霧島市）

補助対象経費



- ①事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会・説明会等開催に要する費用
(ヒアリング調査・利用予測シミュレーション、有識者謝金・会場使用料 等)



- ②サービス提供のために必要となる輸送施設の導入、配車アプリ・運行管理等のシステム開発・導入、
③サービス提供に際し実施する広報や運転者募集・研修等に要する経費
(輸送施設の設置、リースによる取得、仕切板・ドライブレコーダー等の設置等の改造、運転者を募集するための広告費用 等)



- ④サービス提供に際し実施する要する費用
(運行経費、実証事業後の利用データ分析、路線・区域・料金設定等の検討 等)

補助率

500万円まで定額、それを超える場合は2／3（上限1億円）

- ※東京23区および三大都市圏の政令指定都市（川崎・横浜・相模原・さいたま・千葉・名古屋・京都・大阪・堺・神戸）は補助率1／3（定額無し）
- ※車両購入に係る費用については定額補助の対象外（車両購入は、対象事業者自身が有する車両がサービス提供のために活用することができない場合に限る）
- ※商業・福祉・教育等の他分野の関係者が実質的に運行に関わる（人的・物的・金銭的）場合、定額の引き上げ（上限750万円）



- 運転者等の担い手不足に伴い減便・廃路線が相次ぐ中、**複数の地方公共団体や交通事業者等の共同化・協業化を推進**する事業を支援することで、交通サービスの**導入・運行の効率化を促し、持続可能な地域交通の実現を図る**。
- 運転者等の地域の輸送資源を複数の自治体や交通事業者で共同してサービス提供を行う事業については、地方公共団体・協議会・交通事業者等による通常の公共ライドシェア等の導入と比べて**重点支援**。

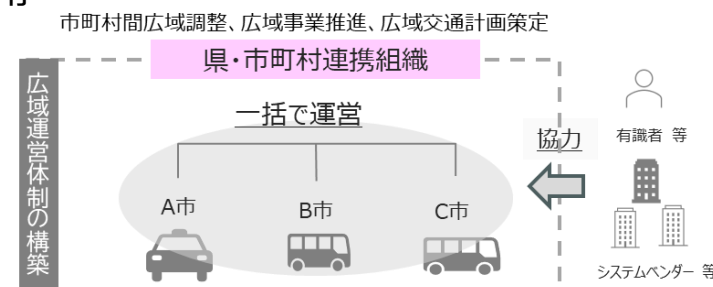
対象主体

地方公共団体、交通事業者、公共ライドシェアの実施主体であるNPO法人、協議会等又はこれらを含む協議会・連携スキーム

- ※ 2以上の地方公共団体又は交通事業者が主体となり、自治体間または交通事業者間が連携して事業を実施する場合に限る
(地方自治体は、そのすべてが「交通空白」リストアップ調査への回答が必須。また、交通事業者は、施設等への運送サービス提供者を含み、地域内の事業者が連携して旅客運送サービスを実施するものも対象とする)
- ※ **令和8年熊本地震で被災された地域において、被災の影響により新たに発生した地域交通課題の解決に取り組む事業のみを対象とする。**
- ※ 「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに参加している者に限る。
- ※ 輸送施設、運転手、システム等の輸送資源を共同してサービス提供している場合に限る
- ※ 地方自治体の推薦および地方運輸局または運輸支局の事前協議を必須とする

補助対象経費

- ① 事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会・説明会等開催に要する費用
(ヒアリング調査・利用予測シミュレーション、有識者謝金・会場使用料等)
- ② **輸送資源の共同化の体制構築に係る経費(有識者招聘を含む)**
- ③ 共同で使用する輸送施設やICTシステムの導入(共同化に伴うシステムの改修・共有化を含む)、ドライバー確保等に係る経費
- ④ サービス提供に際し実施する広報や運転者募集・研修等に要する経費
- ⑤ 輸送資源を共同してサービス提供する場合の運行経費 等



補助率

1,000万円まで定額、それを超える場合は2/3(上限1.2億円)

※都道府県の主導のもと、2以上の地方自治体が共同でサービスを提供することを予定している場合、補助対象経費のうち①・②については定額の引き上げ(上限2,000万円)

【基本方針】

- 被災地は、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨、令和7年の大雨に続き、今般の災害によって「四重苦」に見舞われた。
- 多くの方々が猛暑の中で厳しい避難生活を余儀なくされている。被災された方々が一日も早く平穏な生活を取り戻せるよう、緊急に対応すべき施策を「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」として取りまとめ、予備費等を活用し、機動的・弾力的に手当てする。
- 被災地の声にしっかり耳を傾け、「できることはすべてやる」という決意で、被災者の生活となりわいの再建支援に全力を尽くす。

【主な緊急対応策】

（１）生活の再建

● 避難生活環境の改善

- ・必要物資の支援(プッシュ型からプル型に移行)
- ・ホテル・旅館等への二次避難を支援
- ・拠点避難所の環境整備と避難者の移送支援

● 住まいの確保

- ・罹災証明書早期交付のための人的支援等
- ・全壊・半壊家屋の解体・撤去への支援
- ・応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理への支援
- ・被災者生活再建支援金の迅速な支給

● 災害廃棄物の処理

- ・仮置場・広域処理に係る調整・支援

● 切れ目のない被災者支援

- ・車中泊等を含む被災者の見守り・相談支援
- ・医療・介護・福祉ニーズへのきめ細かな対応
- ・心のケア ・こどもの居場所確保、学習支援
- ・特定非常災害の指定による権利利益の保全等

● 金融支援等

- ・既往債務の返済条件緩和、債務整理の支援

- ・地方公共団体における様々な財政需要を的確に把握し、適切に地方財政措置

（２）なりわいの再建

● 被災事業者等の支援

- ・施設・設備の復旧に対してなりわい再建支援補助金並みの補助率で支援
- ・災害復旧貸付の金利引下げ、別枠での信用保証による資金繰り支援
- ・既往債務を抱える被災事業者への支援
- ・被災地域の生産機能の回復に向けた支援の検討

● 農林漁業者の支援

- ・共同利用施設等の再建や再編集約・合理化、農業用機械・施設の再取得・修繕を支援
- ・営農再開に向けた支援（種子・種苗の購入等）
- ・農林漁業者に対する資金繰り支援

● 観光関連産業の復興に向けた支援

- ・風評対策のためのプロモーションの実施
- ・宿泊料金等の割引支援策による観光需要の喚起

● 地域の雇用対策等

- ・雇用調整助成金の特例措置

（３）災害復旧等

● 公共土木施設等の迅速な災害復旧

- ・国直轄施設等の迅速な復旧
- ・激甚災害（本激）への指定による、災害復旧事業に対する国庫補助のかさ上げ
 - －公共土木施設(道路、河川等)
 - －農林水産業施設(農地・農業用施設、林道等)
- ・上下水道の早期復旧、井戸の復旧への支援
- ・TEC-FORCE、MAFF-SAT等による人的・技術的支援
- ・八代港の国による管理代行
- ・復旧復興事業に係る中長期的な人的支援

● 公共施設・公益施設等の災害復旧

- ・医療施設、学校施設、庁舎、社会教育施設、文化財、社会福祉施設、交通安全施設、工業用水道、防疫用設備、衛生施設等の災害復旧を支援

● 交通の確保

- ・被災鉄道の早期復旧への支援
- ・被災地における移動手段の確保、交通の円滑化